

I C 証票乗車券取扱規則 (平成 18 年 6 月 20 日営第 129 号)**第 1 章 総 則**

(目的) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 1 条 この規則は、山陽電気鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）線内で利用可能な I C チップを搭載した電子式証票を媒体とした乗車券（以下、「I C 証票乗車券」といいます）による当社線の旅客の運送等について合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲) 平成 29 年 4 月 15 日改定

第 2 条 I C 証票乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めによります。

- 2 「I C O C A 乗車券」の取扱いについては、この規則の定めによるほか、I C O C A 乗車券取扱規程によるものとします。
- 3 「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード」の取扱いについては、この規則の定めによるほか、特別割引用 I C 証票乗車券取扱規程によるものとします。
- 4 この規則に定めていない事項については、別に定めるところによります。
(注) 別に定めるものの主なものには旅客営業規則（以下「規則」といいます）、I C 証票乗車券取扱基準規程（以下「I C 規程」といいます）等があります。
- 5 I C 証票乗車券による共通利用線内のうち当社線以外の輸送等については、当該社局の営業規則等の定めによります。

(用語の定義) 2021 年 3 月 27 日改定

第 3 条 この規則に掲げる主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「社線」とは、当社の経営する鉄道路線をいいます。
- (2) 「自動改札機」とは、I C 証票乗車券の改札等を行う装置をいいます。
- (3) 「チャージ機」とは、I C 証票乗車券にチャージ等を行う装置が付属した機器をいいます。
- (4) 「I C 証票普通券」とは、ストアードフェア機能のみ、またはポストペイとストアードフェアの両方の機能を持つ I C 証票乗車券をいいます。
- (5) 「I C 証票定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券と I C 証票普通券の機能を併せ持つ I C 乗車券をいいます。
- (6) 「ポストペイ」とは、当社が提供する旅客運賃後払い等のサービスをいいます。
- (7) 「ストアードフェア（以下「S F」といいます。）」とは、あらかじめ I C 証票乗車券内に貯えられた電子的金額をいいます。
- (8) 「チャージ」とは、I C 証票乗車券に入金して S F を積み増しすることをいいます。
- (9) 「オートチャージ」とは、I C 証票乗車券の S F 残額が一定額以下になった場合、自動的に一定額をチャージすることをいいます。
- (10) 「I C 相互処理線内」とは、自動改札機などにより入場後、途中で I C 証票乗車券の処理をしないで異なる社局間を乗車した際、出場時に自動改札機など駅務機器での利用が可能な全線・全駅相互間をいいます。

- (11)「リファレンスペーパー」とは、IC 証票乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいいます。

(注)「リファレンス」と「レファレンス」は同義として取り扱います。

(契約の成立時期および適用規定) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 4 条 I C 証票乗車券による旅客の運送等の契約は、入場時に自動改札機による改札を受けた時に成立します (I C 証票定期券における定期乗車券部分を除きます)。ただし、その成立について別段の意思表示があった場合を除きます。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以降における手続きは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によります。

(規則等の変更) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 5 条 この規則およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 6 条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規程を承認し、かつこれに同意したものとします。

(取扱区間) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 7 条 I C 証票乗車券の取扱いをする区間は、当社線全線とします。

(制限または停止) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 8 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがあります。

- (1) 発売または再発行等の場所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場、乗車する列車等の制限
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負わないものとします。

(使用方法) 2021 年 3 月 27 日改定

第 9 条 I C 証票乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を自動改札機による改札を受けて入場し、同一の I C 証票乗車券により自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、I C 証票乗車券は、S F 残額で I C 証票乗車券対応型の券売機によって乗車券等との引き換え (回数乗車券を除きます。) ができます。この場合、I C 証票乗車券の S F 残額が引き換える乗車券等に相当する額に満たない場合は、引き換えることができません。また、現金や他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 3 リファレンスペーパーが付随する I C 証票乗車券を使用する場合は、リファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。



I C 証票乗車券取扱規則 10～13 (2020 年 4 月追録 22)

(制限事項等) 平成 18 年 7 月 1 日制定

- 第 10 条** 1 回の乗車につき、2 枚以上の I C 証票乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用した I C 証票乗車券を、出場時に使用しなかった場合は、当該 I C 証票乗車券で再び入場することはできません。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、I C 証票乗車券のポストペイ機能は使用することができません。
 - (1) I C 証票乗車券の発行会社が別に定める利用枠を超えたとき。
 - (2) I C 証票乗車券の発行会社が別に定める使用制限または停止を行ったとき。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、I C 証票乗車券は直接自動改札機で使用することができません。
 - (1) S F 機能のみを持つ I C 証票乗車券により入場する際に S F 残額が 10 円に満たないとき。
 - (2) S F 機能のみを持つ I C 証票乗車券により出場する際に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。
 - (3) I C 証票乗車券の破損、自動改札機の故障または停電等により自動改札機による I C 証票乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
 - 5 記名式 I C 証票乗車券は、その表面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
 - 6 乗車以外の目的で、駅に入出場することはできません。
 - 7 他の乗車券と併用して使用することはできません。また、当社線以外とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効なものであっても併用して使用することはできません。
 - 8 有効期限の定めのある I C 証票乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできません。
 - 9 偽造、変造または不正に作成された I C 証票乗車券を使用することはできません。

(所有権) 2020 年 4 月 1 日改定

- 第 11 条** I C 証票乗車券の所有権は、I C 証票乗車券の発行会社が別に定める場合を除き、当該 I C 証票乗車券の発行会社（自治体を含みます。以下同じ）に帰属します。
- 2 I C 証票乗車券が不要となったときおよびその I C 証票乗車券を使用する資格を失ったときの取扱いは、当該 I C 証票乗車券の発行会社が別に定めるところによります。

(種類および様式等) 平成 18 年 7 月 1 日制定

- 第 12 条** 当社線で有効な I C 証票乗車券の種類および様式等は別に定めるとおりとします。

(チャージ等) 平成 26 年 4 月 1 日改定

- 第 13 条** I C 証票乗車券は、チャージ機によりチャージすることができます。
- 2 ポストペイ機能をもつ I C 証票乗車券は、当該 I C 証票乗車券の発行会社に申し込むことにより、改札機によりオートチャージすることができます。ただし、I C 証票定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内を乗車する場合には、この取扱いを行いません。
 - 3 I C 証票乗車券には、別に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1 枚あたりの S F 残額は 20,000 円を超えることはできません。



(S F 残額の確認) 平成 26 年 4 月 1 日改定

第 14 条 旅客は、I C 証票乗車券の S F 残額をチャージ機または自動改札機により確認することができます。

(利用履歴の確認) 平成 26 年 4 月 1 日改定

第 15 条 旅客は、I C 証票乗車券の利用履歴をチャージ機等により、次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、I C 証票乗車券を使用して自動改札機により入出場を行った場合の取扱年月日、取扱箇所および S F の取扱金額とします。
 - (2) 利用履歴は、I C 証票乗車券に記録されている最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字し、確認することができます。
 - (3) 前号の利用履歴のほか、ポストペイ機能をもつ I C 証票乗車券にあつては、別に定める箇所に利用履歴の確認を申し出ることにより、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 6 ヶ月以内の利用履歴の明細（以下「利用明細」といいます）を 1 ヶ月ごとに印字し、確認することができます。
- 2** 第 1 項第 2 号の利用履歴および前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによります。
- 3** 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用履歴の確認はできません。
- (1) 出場処理がされていない利用履歴
 - (2) 第 9 条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴



第 2 章 I C 証票普通券

(運賃の收受) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 16 条 I C 証票普通券を第 9 条の規定により使用する場合は、出場時に I C 証票普通券から当該乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を收受します。この場合、小児用の I C 証票普通券にあつては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他の I C 証票普通券にあつては大人の片道普通旅客運賃相当額を收受します。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 I C 証票乗車券に適用する運賃については、別に定めます。

- 2 ポストペイと S F の機能を兼ね備える I C 証票普通券にあつては、ポストペイ機能を優先します。

(ポストペイ) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 17 条 ポストペイ機能を持つ I C 証票普通券を第 9 条の規定により使用する場合は、月初めから月末までの 1 ヶ月間 (以下「利用月」といいます) の運賃を後払いすることができます。

- 2 前項の規定によりポストペイ機能を使用して運賃を後払いする場合は、割引サービスの適用を受けることができるものとし、その割引サービスの種類ならびに運賃および適用条件は、次の各号に定めるとおとしします。

(1) 利用回数割引

ア 運 賃 片道普通旅客運賃の 1 割を割引きます。

イ 適用条件 利用月における同一運賃区間の乗車回数が 10 回を超えた場合、その超えた乗車に適用します。

(2) その他の割引

ア 運 賃 片道普通旅客運賃を、当社がその都度定める運賃に割引きます。

イ 適用条件 当社がその都度定める条件により乗車したときに適用します。

- 3 前項の規定によらない乗車については、当該乗車区間の片道普通旅客運賃を適用します。

- 4 第 2 項の規定により計算した運賃において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて 1 円単位とした額とします。

- 5 割引ごとの利用月の運賃において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて 1 円単位とした額とします。

- 6 利用月の運賃については、当該 I C 証票普通券の発行会社または当該 I C 証票普通券の発行会社が業務を委託する会社が旅客に請求します。

(割引サービスの制限または停止) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 18 条 前条の運賃計算を行うコンピュータシステムの異常、通信事業者の通信設備の異常等により割引サービスが円滑に提供できないと判断したときは、前条に定める割引サービスを制限または停止することがあります。

(当社の免責事項) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 19 条 前条の制限または停止により、旅客が希望する割引サービスを提供できない場合であっても、当社はその責を負いません。



(効力) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 20 条 第 9 条の規定により使用する場合の I C 証票普通券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとします。この場合、記名式 I C 証票普通券にあつては、1 枚をもって記名された本人、無記名式 I C 証票普通券にあつては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとします。ただし、無記名式 I C 証票普通券から大人の片道普通旅客運賃相当額を収受することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。
- (2) 入場後は当日に限り有効とします。ただし、終夜運転実施時は、翌日の営業終了時まで有効とします。
- (3) 途中下車の扱いは行いません。

(無効となる場合等) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 21 条 I C 証票普通券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- (1) 旅行開始後の I C 証票普通券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (3) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2** 前項によるほか、記名式 I C 証票普通券にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とします。
- (1) 記名人以外の者が使用したとき
 - (2) 券面表示事項が不明となった I C 証票普通券を使用したとき
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って入手した I C 証票普通券を使用したとき
 - (4) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用したとき
 - (5) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき
 - (6) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客が身体障害者手帳または療育手帳を携帯していないとき
- 3** 偽造、変造または不正に作成された I C 証票普通券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。
- 4** 前各項の規定により無効とした場合は、当該 I C 証票普通券を回収します。

(不正乗車等の場合の旅客運賃・増運賃の収受等) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 22 条 前条の規定に該当する場合は、I C 証票普通券所持者から乗車区間の片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2** 前項の規定によって旅客運賃・増運賃を収受する場合で、I C 証票普通券所持者の旅行開始駅が判明しない場合は、規則第 125 条を準用して、乗車列車（その列車に接続する列車に乗車してきたことが明らかな場合は、その接続列車）の出発駅から乗車したものとみなして、乗車運賃・増運賃を収受します。
- 3** 前各項の規定にかかわらず、特別の理由があつて、別段支障がないと認められる場合は、増運賃の減免等を行うことができます。



(紛失再発行) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 23 条 I C 証票普通券の盗難または紛失等による再発行については、当該 I C 証票普通券の発行会社が別に定めるところによります。

- 2 前項により紛失した I C 証票普通券の使用不可処理が完了するまでの間に当該 I C 証票普通券のポストペイ機能の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責を負いません。

(障害再発行) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 24 条 ポストペイ機能を持つ I C 証票普通券の破損等によって I C 証票普通券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該 I C 証票普通券の発行会社の指定する申込書を再発行する箇所に提出したときは、当該 I C 証票普通券の再発行を行います。

(任意による旅行中止) 平成 18 年 7 月 1 日制定

第 25 条 旅客は、I C 証票普通券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止して旅行開始駅から出場しようとする場合は、途中駅までの往復運賃を現金で支払い、I C 証票普通券発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、I C 証票普通券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、入場料金相当額を支払った後、I C 証票普通券発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(列車運行不能時の手続き) 平成 31 年 3 月 16 日改定

第 26 条 旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客は、次の各号のいずれかの手続きを選択したうえ、当該手続きを請求できます。

- (1) 旅行開始駅まで無賃送還する場合

乗車時の I C 証票普通券に記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行います。

- (2) 旅行開始駅に至る途中駅まで送還する場合

旅行開始駅から途中駅までの普通旅客運賃相当額を I C 証票普通券から収受します。

- (3) 不通区間を別の手段で旅行する場合

運行不能となった区間について、旅客が当社線以外での手段で旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの普通旅客運賃相当額を I C 証票普通券から収受します。



第 3 章 I C 証票定期券

(発売) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 27 条 定期乗車券の購入の申し出があったときは、規則第 27 条に定める通勤定期乗車券、同第 28 条に定める通学定期乗車券を、I C 証票乗車券を媒体として発売します。なお、小児用の定期乗車券の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる I C 証票乗車券を媒体として発売します。なお、PiTaPa を媒体として発売した場合の定期旅客運賃は当該 I C 証票乗車券により後払いすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 28 条第 4 項に定める実習用通学定期乗車券ならびに身体障害者旅客運賃割引規則第 4 条および知的障害者旅客運賃割引規則第 4 条に規定する定期乗車券は発売しません。

3 旅客は定期乗車券の購入に際して氏名、生年月日、電話番号およびその他の必要事項を規則第 27 条に定める通勤定期乗車券購入申込書または同第 28 条に定める通学証明書に記載し、提出しなければなりません。

(運賃の収受) 平成 19 年 9 月 1 日制定

第 28 条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は規則第 116 条に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を収受します。この場合、小児用 I C 証票定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他の I C 証票定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃相当額を収受します。

2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第 16 条の規定を準用することがあります。

3 I C 証票定期券を券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第 16 条の規定を準用します。

(再印字) 平成 19 年 9 月 1 日制定

第 29 条 定期乗車券の表示事項が不明となった I C 証票定期券（記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限り、）は、これを定期乗車券の発売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力) 平成 19 年 9 月 1 日制定

第 30 条 I C 証票定期券は、記名人のみが使用することができます。

2 I C 証票定期券は、券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 20 条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第 1 号ただし書きに規定する取扱いを除きます。



(無効となる場合) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 31 条 次の各号の 1 に該当する場合には、I C 証票定期券は無効とします。

- (1) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車したとき
- (2) 記名人以外の者が使用したとき
- (3) 券面表示事項が不明となった I C 証票定期券を使用したとき
- (4) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した I C 証票定期券を使用したとき
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (6) I C 証票定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき
- (7) I C 証票定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客が規則第 87 条の規定による証明書を携帯していないとき
- (8) その他不正乗車の手段として使用したとき

2 偽造、変造又は不正に作成された I C 証票定期券を使用した場合は、前項の規定を準用します。

3 第 1 項第 2 号及び前項の規定により無効とした場合は、当該 I C 証票定期券を回収します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等) 平成 19 年 9 月 1 日制定

第 32 条 前条第 1 項の規定により、I C 証票定期券を無効とした場合（同条第 2 項において準用する場合を含みます。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

- (1) 前条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 8 号に該当する場合は、規則第 124 条第 1 項第 3 号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
- (2) 前条第 1 項第 2 号から第 6 号までに該当する場合は、規則第 124 条第 1 項第 1 号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃

2 前条第 2 項により無効として使用不可処理を行う場合であって I C 証票定期券に記録されたデータの偽造、変造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがあります。



(紛失再発行) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 33 条 I C 証票定期券の盗難または紛失等による再発行については、当該 I C 証票定期券の発行会社が別に定めるところによります。

- 2 I C 証票定期券を紛失した場合であって、別に定める申込書を定期乗車券の紛失再発行を行う箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した I C 証票定期券の定期乗車券機能を磁気定期券により再発行します。
 - (1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 証票定期券の記名人本人（小児用 I C 証票定期券にあつては、記名人本人または親権者）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が当社のシステム等で確認できること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の I C 証票定期券の処理を行う機器に対して当該 I C 証票定期券の使用不可処理が完了していること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する磁気定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 220 円を収受します。
- 4 第 2 項により再発行した磁気定期券を紛失した場合、当該磁気定期券の再発行は行いません。

(当社の免責事項) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 34 条 紛失した I C 証票定期券の使用不可処理が完了するまでの間に、第三者が当該 I C 証票定期券を払い戻し、またはポストペイ機能等を使用したことにより生じた旅客の損害については、当社はその責を負いません。

(障害再発行) 平成 19 年 9 月 1 日制定

第 35 条 I C 証票定期券の破損等によって I C 証票定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該 I C 証票定期券の発行会社が指定する申込書を再発行を行う箇所に提出したときは、当該 I C 証票定期券の再発行を行います。

(払い戻し) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 36 条 旅客は、I C 証票定期券（記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が当社のシステム等で確認できるものに限り、）の定期乗車券機能が不要となった場合は、これを定期乗車券の払い戻しを行う箇所に差し出して、払い戻しの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 I C 証票定期券の記名人本人（小児用 I C 証票定期券にあつては、記名人本人または親権者）であることを証明したときに限り、次の各号により払い戻しを行います。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻します。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 134 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻します。
- (3) 前号の規定にかかわらず、券面表示の有効期間開始後で、有効期間の開始日から 7 日以内にこれを不要として払い戻しを請求した場合は、既に収受した定期旅客運賃から規程第 134 条に規定する経過日数に対する 1 日 1 往復の計算による普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを行います。

- (4) 前各号により取り扱う場合は、手数料として I C 証票定期券 1 枚につき 220 円を収受します。

I C 証票乗車券取扱規則 37～38 (2019 年 3 月追録 19)

(同一駅で出場する場合の取扱方) 平成 29 年 4 月 1 日改定

第 37 条 旅客は、I C 証票定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間（券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、I C 証票定期券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において、I C 証票定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第 25 条第 2 項の規定に準じて取り扱います。

(列車の運行不能の場合の取扱方) 平成 31 年 3 月 16 日改定

第 38 条 旅客は、券面表示が有効期間内の I C 証票定期券を所持し券面表示区間内を乗車する場合に当該区間を含む区間を列車が運行不能となったときは、当社が不通区間に対して振替または代行輸送による輸送手段を講じた場合に限り、その輸送手段による取扱いを請求することができます。

附 則 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行します。

